

3月11日～4月10日のお知らせ

引っ越し手続き

ご不明な点は、担当する課に電話でご確認ください（表中の*印は、手続きに必要なものです。窓口番号は北区役所のものであります）。また、異動時期は**駐車場が大変込み合いますので、公共交通機関をご利用ください。**
詳細 北区役所（北25西6） ☎757-2400

		北区から市外への引っ越し	札幌市内での引っ越し	詳細
住所の異動 1階⑤窓口		引っ越し前に、転出届を提出。引っ越し先の市町村で住み始めてから14日以内に手続き。*印鑑 *届け出人の本人確認書類（免許証・保険証など）	住み始めてから14日以内に、引っ越し先の区役所で転入・転居届を提出。*印鑑*届け出人の本人確認書類（免許証・保険証など）	戸籍住民課
		新住所の番号（○番○号）または番地（○番地○）、アパート・マンションの名称・部屋番号を確認してから、手続きしてください。		
印鑑登録 1階③窓口		転出した日に、自動的に登録が抹消。必要な方は、引っ越し先の市町村で新たに手続き。	登録している方はそのまま継続。転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	
転校 1階⑤窓口		在学していた学校から、在学証明書を発行してもらい、引っ越し先の市町村で手続き。	在学していた学校から在学証明書を発行してもらい、転入・転居届と一緒に引っ越し先の区役所で手続き（入校票を発行しますので、在学証明書とともに新しい学校へ提出してください）。	保険年金課
国民健康保険 介護保険 1階⑨窓口		引っ越し前に、脱退手続き。加入する方は、引っ越し先の市町村で住み始めてから14日以内に加入手続き。*保険証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。*保険証	
国民年金 1階⑧窓口	加入者	引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	転入・転居届により、第1号の被保険者の方・任意加入の方は自動的に新住所に変わります（第3号被保険者を除く）。	
	受給者	年金の種類によって手続きが異なります。詳細は、札幌北社会保険事務所 ☎717-4111か保険年金課へ。		
児童手当 1階⑭窓口		引っ越し前に、消滅手続き。引っ越し先の市町村で新たに手続き。*印鑑	転入・転居届により、自動的に新住所が変わります。	保健福祉サービス課
児童扶養手当 特別児童扶養手当 1階⑭窓口		引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。*手当証書	
医療助成 1階⑭窓口		引っ越し前に、喪失届を提出。引っ越し先の市町村で新たに手続き。*受給者証	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。*受給者証	
特別障害児手当 障害児福祉手当 福祉手当 2階⑧窓口		引っ越し前に、異動届を提出。引っ越し先の市町村で住所変更手続き。*印鑑	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。*印鑑 *世帯全員の住民票*身体障害者手帳または療育手帳	
身体障害者手帳 療育手帳 2階⑧窓口		福祉バス・タクシーチケットを返還。手帳はそのまま使えますが、引っ越し先の市町村で住所変更手続き。	引っ越し先の区役所で、住所変更手続き。*印鑑 *身体障害者手帳または療育手帳	
敬老手帳 敬老バス 2階⑨窓口		敬老手帳・敬老バスを返還。*敬老手帳*敬老バス	敬老手帳・敬老バスとも、そのまま使えます。敬老手帳の住所はご自分で書き換えてください。	
原動機付自転車 (125cc以下) 2階④窓口		引っ越し前に、廃車届を提出。引っ越し先の市町村で新たに登録手続き。*印鑑*標識交付証明書 *本人確認書類（免許証・保険証など）*ナンバープレート	転入・転居届により、自動的に新住所が変わります。	課
個人市民税 2階⑤窓口		転出届により、自動的に新住所に変わります。	転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	税課
固定資産税 2階①窓口		転出届により、自動的に新住所に変わります。 札幌市外から市内に引っ越しされた方で、市内に土地・家屋がある場合は、該当する区の固定資産税担当の係へ住所変更の連絡をしてください（電話やはがきでも可）。	転入・転居届により、自動的に新住所に変わります。	